

平成十三年政令第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第十項、第六条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項ただし書及び第二項、第十二条、第二十六条並びに第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）

第五条第十項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第二条 法第七条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

（イ）急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

（イ）急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

（1）イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該上端からの水平距離が五十メートル以内のもの

（2）イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が五十メートル以内のもの

（イ）急傾斜地の崩壊 その流水が山麓における扇状の地形の地域に入流する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一

て、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に入流する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一

て、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

（イ）地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び当該一定の土

地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑

り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地

塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第三号ロにおいて「特

定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上

の二本の直線間の距離（当該距離が二百五十メートルを超える場合には、二百五十メー

トル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致す

る土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑

りに伴つて生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）

第三条 法第九条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動によ

り当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方

法により算出した数値とする。）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）が土石等の移動に対しても耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊による損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）が土石等の移動により作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊による損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）を上回る土地の区域

ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積によ

り当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方

法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の堆積に対しても耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により作用すると想定される力の大きさ）が、通常の建築物が土石等の堆積に対しても耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊による損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ）を上回る土地の区域

二 土石流 その土地の区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物に作用する想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該土石流により作用すると想定される力の大きさ）が、通常の建築物が土石流の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から三十分間が経過した時に当該建築物に作用する想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の移動に対しても耐えることのできる力の大きさ（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の移動により作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

第四条 法第九条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 急傾斜地の崩壊 イに掲げる区域の区分並びに当該区域の区分ごとに定めるロ及びハに掲げる事項

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影の全てが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

イ 土砂災害特別警戒区域について、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物の地上部分に作用すると想定される力を大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法によ

り行う区域の区分

ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離

等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

ハイの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ(当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

二 土石流 イに掲げる区域の区分及び当該区域の区分ごとに定めるロに掲げる事項

イ 土砂災害特別警戒区域について、土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法により、行う区域の区分

ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ(当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石流の高さ

三 地滑り 土砂災害特別警戒区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用すると想定される力の大きさ(当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。)及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

(特定開発行為の制限の適用除外)

第五条 法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

二 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(制限用途)

第六条 法第十条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供的施設を除く。)、児童福祉施設(児童自立支援施設を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設

二 特別支援学校及び幼稚園

三 病院、診療所及び助産所

(対策工事等の計画の技術的基準)

第七条 法第十二条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。

二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。

三 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあっては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからハまでに掲げる工事又は施設の全部又は一部を当該イからハまでに定める基準に従い行うこと。

イ のり切 地形、地質等の状況を考慮して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発することのないように行すこと。

ロ 急傾斜地の全部又は一部の崩壊を防止するための施設 次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合するものであること。

(1) 土留 のり面の崩壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をせず、かつ、その裏面の排水に必要な水抜穴を有する構造であること。

(2) のり面を保護するための施設 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によりのり面を風化その他の侵食に対して保護すること。

(3) 排水施設 その浸透又は停滞により急傾斜地の崩壊の原因となる地表水及び地下水を逓減する他の侵食に対して保護すること。

ハ 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び土石等の移動又は堆積により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

イ 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあっては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うこと。

イ 山腹工 山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により当該山腹の安定性向上する機能を有する構造であること。

ロ えん堤 土石流により流下する土石等を堆積することにより渓床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ 床固 渓流の土石等の移動を防止することにより渓床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

二 土石流を開発区域外に導流するための施設 その断面及び勾配が当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安全に導流することができる構造であること。

イ 土砂災害の発生原因が地滑りである場合にあっては、対策工事の計画は、地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからハまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからハまでに定める基準に従い行うこと。

イ 地滑り地塊の除去 地形、地質等の状況を考慮して、地滑りを助長し、又は誘発することのないよう施行し、かつ、地滑り地塊の除去により形成されたのり面を安定するように行すること。

ロ 水流の付替え 地形、地質、流水等の状況を考慮して、流水が速やかに流下するように施工すること。

ハ 排水施設 地滑りの原因となる地表水及び地下水を地滑り区域から速やかに排除することができる構造であること。

二 土留及び床固 地滑り力に対して安全な構造であること。

ホ ダム、床固、護岸、導流堤及び水制 地滑り地塊を安定させている土地を流水による浸食に対する保護する構造であること。

ヘ 地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の移動により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

二 メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)

第一百四十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）に定めるところによるものであること。

（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況）

第八条 法第二十八条第一項の政令で定める状況は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める状況とする。

一 土石流 次のイ又はロに掲げる状況

イ 次の（1）及び（2）に該当する状況

（1）河道閉塞による湛水の発生によつてたまる水の量が増加すると予想され、かつ、その増加により越流が開始することが予想される地点（2）及び第三号において「越流開始地点」という。において堆積した土石等の高さがおおむね二十メートル以上であること。

（2）河道閉塞による湛水が発生した河川のうち越流開始地点より下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかな土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

ロ 次の（1）及び（2）に該当する状況

（1）噴火により、降灰、火碎流として流下した火山灰その他これらに類するものが、山間部における河川のうちその勾配が十度以上ある部分の最も下流の地点より上流の部分の流域のおおむね五割以上の面積を占める区域の土地において、一センチメートル以上の高さで堆積していると推計されること。

（2）山間部における河川のうちその勾配が十度以上ある部分の最も下流の地点より下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

二 地滑り 地滑りにより、地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつたり、かつ、当該地滑りに係る第二条第三号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である状況

三 河道閉塞による湛水 第一号イ（1）に該当し、かつ、河道閉塞による湛水が発生した河川の越流開始地点より上流の部分の流域のうち越流開始地点の標高以下の標高の土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である状況

（緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象）

第九条 法第二十九条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

第十一条 法第三十三条の規定による国、都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の（費用の補助）

（緊急時の指示）

第十二条 法第三十五条の政令で定める事務は、法第七条第一項及び第三項から第五項まで、第九条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項に規定する事務とする。

附 則 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）抄
（施行期日）
この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 （平成二三年一月一八日政令第一〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年一月三日政令第二六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一月五日政令第六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二九日政令第六三号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に設置された第六条第一号の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第二項の規定により同条第一項に規定する総合整備計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第一号の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康センターとみなす。

第三条 この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センターとみなす。

第四条 この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康センターを整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第一

第五条 第九条の規定による改正後の子のも・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第二号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第一

三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。
